

第665回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 7月 9日（水）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

○業務部長ご挨拶

○人事異動に伴う担当官等の自己紹介について

- (1)輸出入関係取扱品目分担一覧表及び業務部各部門事務分担について

業務部 元起 管理課長

- (2)通関関係書類の電磁的記録による提出に係る説明会の開催について

業務部 元起 管理課長

- (3)関税法基本通達 67-4-17（関税率表の分類の特例扱い）の改正について

業務部 内山統括審査官（通関総括第1部門）

- (4)浴用せっけん等の輸入通関時における薬事法に係る確実な他法令確認の実施について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

- (5)魚のフィレの原産地認定について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

- (6)加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続きの簡素化について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

- (7)第47回通関士試験の概要について

業務部 村林 首席通関業監督官

4、その他・連絡事項等

なし

開催予定日 平成25年 9月 10日（火） 12:00～

～8月は休会～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

輸出入関係取扱品目分担一覧表(平成25年7月)

部	部 別 品 目	類	類 別 品 目	関 税 鑑 査 官								本 関							山 下		大 黒				船 市		東 扇 島												
				高田	宮里	岩崎	藤原	松本	青木	宮川	宮	鈴木	特別 通関 1,2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5	通関 6	通関 7	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2							
												入	入	入	入	出	出	出	入			入	入	出	出	入													
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品																																				
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種																																				
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左																																				
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																																				
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品																																				
		23~24	たばこ																																				
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																																				
		28	無機化学品																																				
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料																																				
		33~34	精油、化粧品類、洗剤																																				
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料																																				
6	化学工業の生産品	38	各種の化学工業生産品																																				
		39~40	同 左																																				
		41~43	同 左																																				
		44~46	同 左																																				
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同 左																																				
		50~60	繊維及びその製品																																				
11	紡織用繊維及びその製品	61~63	衣類等																																				
		64~67	同 左																																				
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	68~70	同 左																																				
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	71	同 左																																				
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																																				
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																																				
		82~83	卑金属製品の工具、道具																																				
15	卑金属及びその製品	84	原子炉、ボイラー、機械類																																				
		85	電気機器、VTR、音声再生機																																				
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	86~89	同 左																																				
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	90~92	同 左																																				
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	93	同 左																																				
19	武器、銃砲弾	94~95	同 左																																				
		96	同 左																																				
20	雑品	97	同 左																																				
21	美術品、収集品及びごっとう	98	同 左																																				
		-	プラント貨物																																				

注：本牧・通関第5、6部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注：山下・通関第1部門は海上システム、通関第2部門は航空システム及びマニュアルを担当する。

注：次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、千葉、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、川崎、鶴見、宇都宮、川崎外郡

業務部事務分担一覧表

部門名	事務内容
収納課 045-212-6140	○ 関税等の納付・徴収・担保に関する事務 ○ 輸入貨物に関する証明事務
税関相談官 045-212-6000	○ 税関の所掌事務に係る相談・苦情に関する事務 ○ 引揚者から預かった証券等の保管整理
通関総括第 1 部門 045-212-6150	○ 輸出入通関業務に関する事務運営の調整・総括事務
通関総括第 2 部門 045-212-6110	○ 戻税に関する事務 ○ 輸出入通関手続きに関する承認・届出に関する事務（本船扱い・ふ中扱い、原産地証明書提出猶予、関税割当証明書提出猶予等） ○ 製造たばこ・塩特定販売業者に関する届出に関する事務 ○ 輸出貨物に関する証明事務 ○ 時間外執務要請届に係る総括事務
通関総括第 3 部門 045-212-6153	○ 法令・通達の解釈、他法令、特恵関税に関する事務
通関総括第 4 部門 045-212-6059	○ 不正輸出の取締りに関する事務 ○ 輸出入者の指導に関する事務
通関情報部門 045-212-6162	○ 輸出入通関関係の情報の集約に関する事務
特別通関第 1、2 部門 045-212-6115	○ 輸出入通関（第 1 類～第 2 4 類、第 9 4 類～第 9 7 類及びマニュアル申告） ○ 執務時間外の輸出入通関に係る事務
通関第 1 部門 045-212-6164	○ 輸出入通関（第 2 5 類～第 6 7 類）
通関第 2 部門 045-212-6161	○ 輸出入通関（第 6 8 類～第 9 3 類、プラント貨物）
特殊鑑定部門 045-212-6154	○ 犯則・公売貨物の鑑定事務 ○ 計量器の認定に関する事務
減免還付部門 045-212-6188	○ 関税の還付に関する事務 ○ 条件付き減免税貨物に係る事後確認事務
特別審査官 045-212-6112	○ 輸出令別表第 1 関係事務 ○ ワシントン条約関係事務
分析部門 045-451-2056	○ 輸出入貨物・犯則貨物の分析に関する事務
通関業監督官 045-212-6051	○ 通関業の許可・監督、通関士に関する事務 ○ 通関士試験に関する事務
税関訟務官 045-212-6027	○ 税関に対する不服申立て、訴訟に関する事務
関税鑑査官 045-212-6156、6157	○ 関税率表の解釈・適用、品目分類に関する事務
原産地調査官 045-212-6174	○ 輸出入貨物に係る原産地認定の解釈・適用に関する事務
認定事業者管理官 045-212-6125	○ A E O 事業者の承認・認定に関する事務
知的財産調査官 045-212-6116	○ 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査・認定手続きに関する事務
関税評価官 045-212-6139	○ 輸入貨物の課税価格の算定、解釈、適用に関する事務

平成 25 年 7 月

横浜通関業会 御中

財務省関税局業務課
横浜税関業務部

通関関係書類の電磁的記録による提出に係る説明会の開催について

謹啓 時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

また、会員の皆様方には、平素から税関行政に御理解及び御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在、財務省関税局・税関におきましては、一層の貿易円滑化を図るために通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みを行っております。

この取組みの一環としまして、本年 10 月より、NACCS を利用した通関関係書類の電磁的記録による税関への提出を可能とすることとしており、その運用方針につきまして、皆様のご理解を深めていただくため、下記のとおり説明会を開催することといたしました。

御多忙中とは存じますが、皆様におかれましては、本説明会に御出席いただきますようよろしくお取り計らい願います。

なお、説明資料等準備の都合がございますので、7 月 16 日（火）17 時までには、E-Mail または FAX にて、開催会場ごとにそれぞれ指定の税関担当部門あてに別紙 1 「説明会参加申込書」によりお申し込みいただきますようお願いいたします。申込先（兼照会先）の税関担当部門については、別紙 2 「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る説明会会場等一覧」を御参照ください。

また、会場スペースの関係上、お申込者多数の場合には上記期限前であっても申し込みを締め切らせていただく場合もありますので、予めご了承ください

敬白

記

1. 開催日時・場所

別紙 2 「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る説明会会場等一覧」を御参照ください。

2. 説明事項

- 通関関係書類の電磁的記録による提出について（説明者：関税局）
- 申告添付業務に係る総合運転試験の実施要領について
（説明者：NACCSセンター）
- NACCS 及び関連省庁システムの統合について
（説明者：NACCSセンター）

説明会参加申込書

○「参加希望会場」欄に「開催番号」をご記入ください。

○会場のスペースの都合により、仙台及び横浜の各会場については、各社(事業所)1名までの申し込みとさせていただきます。

○ご記入後、7月16日(火)17時までに、E-Mail又はFAXにて、開催会場ごとにそれぞれ指定の税関に送信をお願いいたします。

○会場、開催番号及び担当税関等につきましては、別紙2「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る説明会会場等一覧」を御参照ください。

○本申込書に記載いただいた個人情報は、説明会への参加確認のためのみに使用いたします。

○説明会にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

参加希望会場	【 2 - 】 (別紙2にある「開催番号」をご記入ください。)	
会社名 (部課名までご記入ください。)		
事業種別 (該当する種別に○をご記入ください。複数回答可。)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出 ・輸入 ・通関業 ・倉庫業 ・運送業 ・その他() 	
連絡先	TEL - -	E-Mail
	FAX - -	
フリガナ		
参加者氏名	①	

※仙台及び横浜会場における参加申込書の送付先はこちらです。

○E-Mailアドレス⇒ yok-gyoumuk@customs.go.jp

○FAX番号⇒ 045-201-4465

通関関係書類の電磁的記録による提出に係る説明会会場等一覧

開催地区	開催日	開催時間	開催番号	説明会会場名	説明会会場所在地	税関担当部門 (申込み先兼照会先)	会場定員	参加者数
札幌	8月8日(木)	13:30~15:00	1-1	札幌第2合同庁舎9階 講堂	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	函館税関業務部管理課管理係 〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4 Tel.:0138-40-4251 FAX.:0138-45-8872 E-mail:hkd-gyomu-kanri@customs.go.jp	100名	
仙台	7月25日(木)	13:30~15:00	2-1	仙台港国際ビジネスサポートセンター 会議室	宮城県仙台市宮城野区港3丁目1-3 仙台港国際ビジネスサポートセンター3階		60名	
横浜	8月6日(火)	10:30~12:00	2-2	横浜税関本関 大会議室	神奈川県横浜市中区海岸通1-1 横浜税関本関7階	横浜税関業務部管理課 〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 Tel.:045-212-6130 FAX.:045-201-4465 E-mail:yok-gyomuk@customs.go.jp	150名	
		14:00~15:30	2-3				150名	
新潟	8月2日(金)	13:30~15:00	3-1	新潟港湾合同庁舎 会議室	新潟県新潟市中央区竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎3階		25	
成田	7月23日(火)	13:30~15:00	3-2	成田空港合同庁舎 会議室	千葉県成田市駒井野字天並野2159 成田空港合同庁舎6階	東京税関業務部管理課 〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 Tel.:03-3599-6328 FAX.:03-3599-6456 E-mail:tyo-gyomu-kanri@customs.go.jp	100	
		15:30~17:00	3-3				100	
東京	7月22日(月)	10:30~12:00	3-4	東京税関本関 大会議室	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎2階		180	
		13:30~15:00	3-5				180	
清水	8月8日(木)	10:30~12:00	4-1	清水港湾合同庁舎 会議室	静岡県静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎5階	名古屋税関業務部管理課 〒455-8535 愛知県名古屋港区入船2-3-12 Tel.:(052)654-4105 FAX.:(052)661-2329 E-mail:nagoya-gyomu-kanri@customs.go.jp	45	
		13:30~15:00	4-2				45	
名古屋	8月9日(金)	10:30~12:00	4-3	名古屋港湾合同庁舎 大会議室	愛知県名古屋港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎2階		120	
		13:30~15:00	4-4				120	
金沢	7月30日(火)	13:30~15:00	5-1	金沢港湾合同庁舎 会議室	石川県金沢市湊4-13 金沢港湾合同庁舎		24	
大阪	8月5日(月)	10:30~12:00	5-2	大阪港湾合同庁舎 第1会議室	大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎6階	大阪税関業務部管理課 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3 Tel.:06-6576-3305 FAX.:06-6576-2158 E-mail:osaka-gyomu-kanri@customs.go.jp	100	
		14:00~15:30	5-3				100	
関空	8月6日(火)	15:00~16:30	5-4	関西空港地方合同庁舎 共用会議室	大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎3階		70	
神戸	8月6日(火)	10:00~11:30	6-1	神戸税関本関 2階講堂	神戸市中央区新港町12-1 神戸税関本関2階		200	
広島	8月2日(金)	10:30~12:00	6-2	広島港湾合同庁舎内会議室	広島県南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎	神戸税関業務部管理課 〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町12-1 Tel.:078-333-3080 FAX.:078-333-3132 E-mail:kobe-g-kanri@customs.go.jp	100	
水島	8月1日(木)	15:00~16:30	6-3	水島港湾合同庁舎2号館内会議室	倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎2号館		40	
坂出	8月1日(木)	10:30~12:00	6-4	坂出港運倉館内会議室	香川県坂出市入船町1-6-15 坂出港運倉館3階		40	
門司	7月23日(火)	15:00~16:30	7-1	門司港湾合同庁舎 第1共用会議室	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎1階	門司税関業務部管理課 〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 Tel.:050-3530-8361 FAX.:093-332-8397 E-mail:moji-gyomukanri@customs.go.jp	100	
博多	7月24日(水)	10:30~12:00	7-2	福岡港湾合同庁舎 6階共用会議室	福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎6階		90	
熊本	8月1日(木)	14:30~16:00	8-1	熊本第2合同庁舎 共用会議室	熊本県熊本市中心区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎4階	長崎税関業務部統括審査官(総括部門) 〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36 Tel.:095-828-0126 FAX.:095-827-0580 E-mail:nagasaki-aeo@customs.go.jp	50	
沖縄	7月31日(水)	14:00~15:30	9-1	那覇港湾合同庁舎 共用第1会議室	沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎5階	沖縄地区税関業務部門通関総括第1部門 〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 Tel.:098-862-9291 FAX.:098-862-7819 E-mail:oki-9a-tsukan@customs.go.jp	50	

関税法基本通達 67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)の改正について

標記の件につきまして、『関税法基本通達等の一部改正について(平成 25 年 6 月 24 日 財関第 731 号)』により以下のとおり改正されておりますのでご注意ください。

関税法基本通達 67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)

1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目の課税価格が 20 万円以下である少額品目が 2 以上ある場合における申告の方法は次のとおりです。

- イ) 2 以上の少額品目(無税品を除く)を 1 欄にまとめ、関税率が最も高い品目に分類する方法
- ロ) 2 以上の少額品目のうち、同一関税率が適用される品目を 1 欄に取りまとめ、各欄それぞれ課税価格が最も高い品目に分類する方法
- ハ) 2 以上の少額品目(無税品を除く)のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、少額品目全体の課税価格の合計額の 50%を超える場合には、少額品目全てを当該 50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目の最も課税価格の高い品目に分類する方法

なお、上記(イ)及び(ハ)の方法にて申告する場合には、従価税率、従量税率等、税率の種別が異なる品目毎に適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目毎に適用すること。

改正ポイント

通達改正前は(イ)の方法にて申告する場合にのみ、『従価税率、従量税率等、税率の種別が異なる品目毎に適用すること』という条件が付されていたが、今般の改正により(ハ)の方法にて申告する場合であっても同一の条件が付されました。

平成25年6月28日

関係各位

横浜税関業務部

魚のフィレの原産地認定について（お知らせ）

平素より、税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、魚のフィレの原産地認定（全形魚からフィレへの加工）につきましては、平成19年5月に別添資料により、お知らせしたところです。

今般、本事例と同様の加工を行ったにもかかわらず、原産地を採捕国ではなく、加工した国として輸入申告されていた事案が判明しました。

関係各位におかれましては、再度、本事例について確認していただき、適正に輸入申告していただきますようお願い申し上げます。

本件に関する連絡先・問い合わせ先

業務部通関総括第1部門

(TEL 045-212-6150)

業務部通関総括第3部門

(TEL 045-212-6153)

○原産地認定について

業務部原産地調査官

(TEL 045-212-6174)

魚のフィレの原産地認定について（事例）

【事例】

A国の船舶により公海上で採捕された全形魚（第 03.03 項）を、B国においてフィレ加工したもの（第 03.04 項）についてWTO協定税率を適用する場合の原産地は、A国（魚の採捕国）であると認められる。

【説明】

WTO協定税率を適用する場合の原産地認定は、関税法施行令第4条の2第4項、関税法施行規則（以下「規則」という。）第1条の5及び第1条の6並びに関税法基本通達68-3-5に基づき行われる。

本品に係る原産地認定については、B国におけるフィレ加工が、規則第1条の6に定める「実質的な変更を加える加工又は製造」に該当するか否かによる。

本品については、B国産以外の原材料である全形魚の属する関税定率法別表の項である第03.03項が、フィレの第03.04項へと変更となる加工が行われており、規則第1条の6前段で求めている項の変更が生じている。

しかしながら、B国における当該加工は、規則第1条の6ただし書に規定する「実質的な変更を加える加工又は製造」から除かれる行為（主に「単なる切断」からなる行為）に該当すると認められる。

したがって、B国における当該加工は、「実質的な変更を加える加工又は製造」には該当しないこととなることから、本品の原産地は、B国とはならず、魚を採捕したA国となる。

（参考）関税法施行規則

（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第1条の6 令第4条の2第4項第2号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法（明治43年法律第54号）別表の項が当該物品のすべての原料又は材料（当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とする。

ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品（一の国又は地域において生産された第1条の5に掲げる物品及び第1条の6に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品）の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

平成25年9月1日(日)より、 加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続を簡素化します。



1. 減税手続の簡素化の対象

平成25年9月1日(日)以降に、AEO輸入者又はAEO通関業者が関税暫定措置法第8条に規定する加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告

2. 減税手続の簡素化の内容

※ 【】内は提出又は提示の根拠となっている法令等の規定。

- (1) 輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書並びに契約書等について、これらの写しを提出することが可能。
【関税暫定措置法施行令第23条第1項、関税暫定措置法基本通達8-5(1)】
- (2) 附属書(税関様式P第7710号)の作成及び提出が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(2)】
- (3) 確認申告書(交付用)及び生地見本等の提示が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(3)】
- (4) 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及び未裁断の革から製品1個(着)を製造するために必要な革の面積を記載した書類の提出が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(5)イ及びロ】
- (5) 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及びマスターパターンのマーキング仕様書又はこれに代わる書類、写真等の提出が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(6)イ及びロ】
- (6) 個別評価申告書について、輸入しようとする製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を記載した一覧表(管理表)のみを添付して提出することが可能。
【関税法施行令第4条第1項第3号若しくは第4号又は同令第4条の2第1項第10号若しくは第11号】

3. 留意点

上記簡素化された減税手続の利用に当たっては、AEO輸入者又はAEO通関業者が次の実績等の管理を適切に行う必要があります。

- (1) 輸出原材料の輸出実績、製品の加工又は組立の際に生じる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績
- (2) 上記2(3)の確認申告書(交付用)及び生地見本等
- (3) 上記2(4)又は(5)の加工仕様書等
- (4) 上記2(6)の一覧表(管理表)への輸入しようとする製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等の記載

(注) 加工再輸入減税制度を利用して行う輸出申告における減税手続に変更はありません。

平成 25 年

第 47 回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 平成 25 年 10 月 6 日 (日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:20

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- ① 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）
- ③ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 46 年法律第 65 号）
- ④ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）
- ⑤ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、平成 25 年 7 月 1 日 (月) 現在で施行されているものとします。前記の法令、告示及び通達以外の条約等（T I R 条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注 1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	30点(10問)	10点(10問)		
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）	35点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領(注 2)				15点(2問)
その他通関手続の実務	5点(5問)	5点(5問)	5点(5問)	

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第46回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号	03-3599-6356
東京都		-8615 東京港湾合同庁舎	(03-3599-6464)
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地	045-212-6051
神奈川県		-8401	(045-651-6106)
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号	052-654-4005
愛知県		-8535 名古屋港湾合同庁舎	(052-653-4805)
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号	078-333-3026
広島県		-0041	(078-333-3166)
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)

注. 試験会場については、受験票に記載して通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、平成25年7月29日（月）から同年8月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、平成25年8月12日（月）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月6日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、平成25年7月29日（月）午前10時から同年8月12日（月）午後5時までとします。（土曜日及び日曜日を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。**受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。**

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ（<http://www.naccs.jp/>）を参照してください。

6 合格発表

平成25年11月29日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載し、受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送します。

なお、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）にも合格者の受験番号を掲載します。

II 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として **3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）** を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、**写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもの、受験願書提出前1年以内に撮影したもの。大きさ縦 3.5cm、横 3cm。カラー、白黒を問わない。）** を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず 50 円切手を貼ってください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記 I の 4 の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、**必ず所要の切手（1部請求の場合は 120 円、2部請求の場合は 140 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封し、**受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

前記(1)の出願書類を前記 I の 4 の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、**必ず「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。**郵送の場合は、平成 25 年 8 月 12 日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 25 年 8 月 12 日（月）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、**試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、受験票と通関士試験科目の一部免除又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」又は「簡易書留」とした返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を添付してください。**この場合には、**受験票に 50 円切手を貼る必要はありません。**（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

- ③ なお、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 15 年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 5 年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等）は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ 1 月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合に

- は、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。
- ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものとして計算します。
- ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものとして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」（税関様式B-1210）1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」（税関様式B-1215）を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。（様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。）

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」又は「簡易書留」とした返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。）

- a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者（これらの者が2以上である場合には、それぞれの者）又は通関業者であった者。

この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。

- b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。

- c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。

- d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

ロ 申請書提出期間

前記Iの5の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」が交付されます。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」が交付されます。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。
- ② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回（第46回）までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記 1 の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の 2,900 円を、平成 25 年 8 月 12 日 (月) 午後 5 時までに必ず電子納付してください。

また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票及び③の通関士試験科目の一部免除通知書の写しを前記 I の 4 の受験願書の提出先に平成 25 年 8 月 12 日 (月) 午後 5 時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、平成 25 年 8 月 12 日 (月) までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 25 年 8 月 12 日 (月) 午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

③ なお、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合においても、NACCSを使用して「証明書」を提出することができないため、別途前記 1 の(3)の③のイの「証明書」を提出する必要があります。

なお、「証明書」の提出時に必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」又は「簡易書留」とした返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を添付してください。

② 免除の決定等

前記 1 の(3)の④と同じです。

III その他

1 受験の際の注意事項

(1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。

(2) 受験者は、試験開始 30 分前（午前 9 時）までに必ず試験場に集合してください。正当な理由がなく試験開始時に遅刻した場合は、入場を認めません。

(3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。

受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。

(注) 携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。

イ 計算機能のみを有するもの（例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの等は不可。）

ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの（数値を表示する部分の傾斜が周囲に数値が見えない程度のもは可とする。）

ハ 電源内蔵式のもの

(4) 各試験科目の開始時刻の 15 分前までに着席してください。

(5) 受験中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。

・ 受験票

・ 鉛筆及び消しゴム等の筆記用具

・ 携帯用電子計算機（通関書類の作成要領その他通関手続の実務の試験時間のみに限る。）

(6) 答案用紙に記入する受験番号及び受験地は絶対に書き誤りのないように注意してください。

(7) 答案用紙はマークシート方式です。筆記用具は HB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、プラスチック製の消しゴムも忘れずに携行してください。

(8) 自家用車による来場はできません。

(9) 携帯電話等については、電源を切っておいてください。（携帯電話等を時計や携帯用電子計算機として使用することは認めません。）

- (10) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記 **I の 4** の税関の通関業監督官にお問い合わせください。郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、平成 25 年 8 月 26 日（月）までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡し、出願の確認をしてください。
- (3) 試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

3 税関長の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく税関長の「確認」が必要です。